

ID: 1803

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	高度利用地区内における敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等による建築物の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第59条第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (高度利用地区) 第59条 4 高度利用地区内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第56条第1項第1号及び第2項から第4項までの規定は、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日